

練馬区立関区民ホール

〒177-0051 練馬区関町北 1-7-2 関区民センター内
TEL : 03-3928-1987 / FAX : 03-3928-1800

9月から受付場所が全て2階に変わります

9月から、17時15分以降1階の管理人室で行っていた、申請書・承認書の発行や利用料金の支払いが全て2階受付窓口に移ります。夕方の入れ替わりの時間や1階では釣銭の対応などができないなど長らくご不便をおかけいたしました。

ご不明な点等がございましたら関区民ホール窓口にお問い合わせください。

利用料金の支払い方法が当日払いに変わります

新型コロナウイルス感染拡大による「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措」で、休館や利用制限による「施設・設備利用料金」の払い戻しを防ぐために事前支払いから当日払いに一時的に変更してきました。この対応が浸透してきたことと皆様から好評を得ていることから新型コロナ終息後も継続することとなりました。利用案内などを更新する際には記載を随時変更いたします。

使用料金が当日払いに変更になったことにより、利用キャンセルのご連絡を忘れるケースが見受けられます。無断欠席すると次回の予約に制限が加わりますので必ずご連絡ください。

緊急事態宣言延長による利用制限

◎令和3年9月12日（日）まで下記の制限を行っています

- ◆ 利用人数 : 各施設収容人数の50%
- ◆ 時間制限 : 20時30分まで
- ◆ 活動制限 : カラオケ機器を使用する活動 飲食を伴う活動
スポーツや激しいダンス など

※ここに記載がない制限もありますので、不明な点はお問い合わせください。

※これらの制限により施設利用料金50%の対応を行っています。